

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営一般農道整備事業（綾歌南部地区））計画を平成19年12月6日変更した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成19年12月14日から平成20年1月4日まで縦覧に供する。

平成19年12月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀